

農地利用効率化等支援交付金 被災農業者支援タイプについて

1 どのような場合に利用できるか

甚大な気象災害等が発生した場合で、国が緊急に対応を要すると判断した場合に発動される事業です。（全ての災害で利用できる訳ではありませんのでご注意ください。）

【近年の発動実績】

平成30年台風第24号、令和元年台風第15号、台風第19号

2 主な補助対象

- (1) 被災した施設の修繕
- (2) 被災した施設と同程度の施設の取得
- (3) 被災した施設の修繕に必要な資材の購入
- (4) 被災した農業用機械と同程度の機械の取得
- (5) 被災した施設の補強

※修繕可能なのに取得する場合は対象となりません。

※補助対象や補助率については、発動される災害によって違う場合があるため、申請をされる際にご確認ください。

【農業用ハウスの場合】

・本事業には、県による上乗せ措置がありますが、農業用ハウスについては、復旧後の強度が一定以上（風速36m/sに耐えられる程度）のハウスのみ、県上乗せ措置の対象となります。

・なお、本事業は、県上乗せ措置の対象となる場合又は指定された融資機関によるプロジェクト融資を受けることが受給の要件となっています。

3 補助金の交付を受けるためには

- (1) 市町村へ被害状況を報告
- (2) 被災状況の写真を撮影
- (3) 被災施設の関係書類を整理
- (4) 復旧に係る経費等の証拠書類を保管

【事業に関するお問合せ先】

- ・茨城県農林水産部農業経営課 TEL 029(301)3833
- ・各農林事務所企画調整部門企画調整課（県南農林事務所のみ農業振興課）